

令和5年度 山形県立山形北高等学校 教育実習受入要綱

第1条 この要領は、本校における教育実習生（以下「実習生」という。）の教育実習（以下「実習」という。）の受け入れについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 本校における実習を受け入れる者の資格は次の通りとする。

- (1) 本校を卒業した者、その他特に本校で認めた者。
- (2) 真剣に教員を目指し、教員採用試験を受験する意志のある者。

第3条 受け入れ人数は次の通りとする。

各科目 2名まで

ただし、教科、及び教務課で協議し、2名を超える人数を受け入れることもある。

第4条 実習の受入期間は次の通りとする。

6月上旬の2週間

ただし、教科によっては開始日を同じくして3週間もしくは4週間の実習を認めることもある。

第5条 実習の申し込み期間は次の通りとする。

実習実施前年度の4月1日から5月31日まで

第6条 校長は実習中に実習生としてふさわしくない行為が認められた場合、直ちに実習を中止せることもある。

また、実習生が実習中に学校等に損害を与えた場合は、その費用を本人に請求することもある。

第7条 実習生は、実習中に知り得た生徒等の個人情報を実習終了後も他に漏らしてはならない。

第8条 実習への往復における実習生の事故等については、学校は一切関知しないものとする。

第9条 実習に関わる通信費については実習生が実費負担するものとする。